

○関西学院大学受託・学外共同研究規程

2017年3月10日

理事会承認

(目的)

第1条 この規程は、「関西学院大学学外交流倫理基準」のもと、本学において実施する受託研究及び学外共同研究の取り扱いについて定める。

(受託研究等)

第2条 この規程において「受託研究等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 1 受託研究 本学が学外機関より委託を受けて実施する研究であって、その研究経費を学外機関が負担するもの。
- 2 学外共同研究 本学の研究者と学外機関の研究者が共通の研究課題につき、役割を分担した上で実施する研究。

(研究代表者)

第3条 本学において受託研究等の実施に最も責任を持つ研究者を「研究代表者」といい、大学専任教員がこれを担当するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、所属する部局の承認があったときは、大学専任教員以外の本学に所属する研究者を研究代表者とすることができる。

(申請)

第4条 受託研究等を実施しようとする場合には、学外機関から本学所定の様式による申請書の提出を受けるものとする。ただし、当該受託研究等が国等の競争的研究資金の採択によるときは、採択通知その他それに相当する文書によって替えることができる。

(利益相反マネジメント)

第5条 受託研究等の実施にあたっては、「関西学院大学产学連携活動における利益相反マネジメントポリシー」及び「产学連携活動利益相反マネジメント委員会規程」の定めに従い、所定の手続きを行うものとする。

(決定)

第6条 受託研究等の受入れは、当該受託研究等が教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障をきたさないと認められる場合に限り、研究代表者の所属する部局の議を経て、学長がこれを承認するものとする。

(契約)

第7条 前条による受託研究等の実施が決定したとき、学長はすみやかに学外機関との間で

受託研究等の契約を締結するものとする。

2 前項の契約には、次の各号に定める事項を記載するものとする。

- 1 受託研究等の題目及び目的に関する事項
- 2 受託研究等の実施内容に関する事項
- 3 受託研究等の期間に関する事項
- 4 受託研究等の研究経費に関する事項
- 5 受託研究等の成果の確認（帰属・公表等）に関する事項
- 6 受託研究等の中止・中断に関する事項
- 7 その他受託研究等の実施に必要な事項

（研究経費）

第8条 研究経費を学外機関が負担する場合にあっては、前条による契約が締結された後、請求書を発行し、研究経費の納付を受けるものとする。

2 この規程において「研究経費」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 1 直接経費 受託研究等の実施のため直接必要となる経費。
- 2 間接経費 国等の競争的研究資金において、本学に対し間接経費として措置されるもの。
- 3 一般管理費 受託研究等の実施に関連して必要となる本学の管理等に係る経費（前号の間接経費に該当するものを除く）。
- 3 前項第2号に規定する間接経費の額は、研究経費を配分する国等の機関の規定によるものとする。
- 4 第2項第3号に規定する一般管理費の額は、研究経費総額の10%相当額とする。ただし、研究経費総額が1000万円を超えるときは、1000万円を超える部分については5%相当額とする。
- 5 学外機関との間で特段の合意がある場合には、前項に規定する額を超える一般管理費の額を設定することができる。
- 6 研究経費については、本学の経理規程その他の関連規程等に準拠して執行するものとする。

（報告）

第9条 研究代表者は、受託研究等が完了または中止したとき、所属する部局の長を経て学長に報告書を提出するものとする。

2 研究代表者は、受託研究等の実施期間中、学長、所属する部局の長又は研究推進社会連

携機構長の求めがある場合には、すみやかに当該受託研究等の現況について報告するものとする。

(研究成果の公表)

第10条 受託研究等の研究成果は公表するものとする。ただし、公表の時期・方法等については、学外機関と協議の上、決定するものとする。

(主管部課)

第11条 この規程に関する事務は、研究推進社会連携機構事務部が行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、研究推進委員会の議を経て大学評議会で決定する。

附 則

- 1 この規程は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2019年（平成31年）4月1日から改正施行する。
- 3 この規程施行の日をもって、「関西学院大学受託研究規程」「関西学院大学学外共同研究規程」を廃止する。